

令和3年4月緊急事態宣言に伴うお客様への対応について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、および関係者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、これまでも新型コロナウイルスの感染拡大の影響により保険料の払込が困難なお客様に対して、保険料払込猶予期間の延長や保険金・給付金の簡易取扱い等を実施してまいりました。

今回、令和3年4月に発令された緊急事態宣言に伴うお客様対応として、以下の特別取扱いを実施いたします。

1. 保険料払込の特別取扱いについて

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により保険料の払込が困難な場合、お申し出いただいた月かその翌月から最長6か月間保険料の請求を停止し、保険料の払込を猶予いたします。ご希望のご契約者様は、当社「ご契約者様サポートセンター」までご連絡ください。
- ・ この特別取扱いに関するお申し出の受付期間は、2021年4月26日から2021年5月31日までといたします。

2. 保険金・給付金等のお支払いについて

① 保険金・給付金のお支払い対象

- ・ 医師の指示により被保険者様が医療機関に入院された場合は、新型コロナウイルス感染に関する検査結果にかかわらず、当社医療保険における給付金のご請求対象となります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症により被保険者様がお亡くなりになられた場合は、当社死亡保険における死亡保険金のご請求対象となります。

② 保険金・給付金の簡易取扱いについて

- ・ 新型コロナウイルス感染症を原因とする保険金・給付金のご請求については、お客様のお手続きのご負担を減らすため、必要な書類を一部省略する等の対応をいたします。

(注)本件は、今回の緊急事態宣言発令前から継続実施しております。

【お問い合わせ先】

ご契約者様サポートセンター 通話料無料 **0800-111-8164**

受付時間：午前9時～午後5時
(日・祝・休業日を除く)